

キズキアイとっとりファシリテーター派遣事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、性別によるアンコンシャス・バイアスの弊害の解消に向け取り組む団体等の活動支援として、ファシリテーターを派遣することについて必要な事項を定める。

(派遣対象団体)

第2条 この事業の対象は、キズキアイとっとり県民共同宣言等に係る団体登録要綱（令和8年5月14日付第202600030451号鳥取県男女協働未来創造本部長通知。）により、「キズキアイとっとり県民共同宣言賛同団体」又は「キズキアイとっとりアクションプラン団体」として登録された団体のうち、営利を目的とする法人及び団体並びに地方公共団体を除く団体（以下、「派遣対象団体」という。）とする。

(派遣対象事業の要件)

第3条 派遣対象事業は、派遣対象団体が開催する性別によるアンコンシャス・バイアスの弊害の解消に資する研修やワークショップ又は派遣対象団体における課題の把握と抽出及び改善策の検討と実践のサポートなどの伴走支援であって、次の各号に掲げる全ての事項に該当するものとする。

- (1) 鳥取県内で実施されるものであること。
- (2) 団体の構成員等を対象に実施するものであること。
- (3) 参加者数が概ね10人以上のものであること。
- (4) 研修やワークショップの場合は1時間以上であること。
- (5) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としないものであること。
- (6) 行政や他の団体等からの補助・委託を受けていない事業であること。

(経費負担)

第4条 ファシリテーターへの謝金及び旅費については県が負担し、その他の経費については派遣対象団体等の負担とする。

(事務)

第5条 この要綱に関する事務は、鳥取県男女協働未来創造本部県民運動課において行う。
2 事業実施に必要な事務は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月14日から施行する。